

○議長（菊地恵一君） 日程第二、議第一号議案ないし議第十五号議案、議第十七号議案ないし議第四十号議案、議第六十一号議案ないし議第九十九号議案及び報告第一号ないし報告第二十一号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

二月二十五日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。十二番三浦ななみ君。

〔十二番 三浦ななみ君登壇〕

○十二番（三浦ななみ君） みやぎ県民の声の三浦ななみです。

新年度一般会計当初予算案における記者会見で知事は、出産や子育て、若者支援を重視した宮城の未来を育むハートフル予算を発表なさいました。これは優しさや愛にあふれた予算にとの思いを込めた福祉に力を入れた予算とのことでした。これまでは企業誘致や経済などハード整備に重点を置いてきた宮城県政がこのたび、ソフト面に重点を置いた政策により県民に寄り添う、よりよい宮城県となるよう期待し微力ながら私も務めていきたいと考えるところであります。なお、まん延防止等重点措置等を保留とし見守っている知事におかれましては、明日が見えず希望を失いかけている事業者の方がたくさんいることを今一度、優しさや愛にあふれたお心で県民の皆様にお示しいただきたいと願うところであります。

議長よりお許しを得ましたので、以下、大綱二点について質問させていただきます。  
大綱一点目、ひきこもり支援について。

何らかの生きづらさを抱え家から出られない方々、社会では、ひきこもりと呼ばれていますが、その方たちの社会からのまなざしはどんなものでしょうか。怠け者、楽をしているなどネガティブな印象ではないでしょうか。しかし、こういった方々に共通するのは、まじめで優しく遠慮深いタイプが多く、社会でハラスメントやいじめ、暴力などに遭って傷つけられ、安心できる居場所である自宅などに退避せざるを得なくなっている指摘する多くの専門家がおられます。私たちはコロナ禍においてステイホームを強いられました。どこかに行きたい、誰かと会いたいなど何かしたいけれどもできないもどかしさを体験しています。今引き籠もっている方々は同じ状況です。出たいけれども出られない、どうしようもないもどかしさを抱きながら分からない悪循環の中で日々を送っているのです。引き籠もらざるを得ない多くの方は社会が安心できず外の間人間関係

に恐怖を感じていて困っているのです。どうしたらよいか分からず誰にも心の内を話せずに小さな空間の中で何かとの出会いを待っています。こういった何らかの困難を抱え生きづらさを感じている若者への支援は最重要課題の一つであると考えます。人々の幸福を意味する福祉、そこに重点が置かれているのが今回の予算であるはずなのに、そんな若者への支援策が忘れ去られているのではと思いますがいかがでしょうか、御所見をお伺いします。

ひきこもりの方の傾向を高知県が行った実態調査での興味深い三点の統計結果があります。一つ目は、ひきこもりの方の傾向は全国同様であること。二つ目は、ひきこもりの方の世帯の暮らしぶりは差し迫った状況にはないため、相談等の行動に移さず家庭内で抱え込んでいると思われるおり、八〇五〇問題等を抱える世帯が潜在化していること。三つ目は、現在の支援状況について何らかの支援を受けているのは二三・三%、支援を受けていない、分からないを合わせると七〇%以上にも上ることから、支援につながっていない人は更に多いことです。この受けていない、分からないと答えた理由として、相談するのが恥ずかしい、怖い、まだ養っていけるなどが考えられ、どこに相談に行けばよいか分かっていたら、安心して相談できる所があればこの不安は少しでも解消されるのではと考えました。また、鳥取県の調査では、長期間ひきこもり状態にある方の家族等からの相談件数が増加傾向にある中で、こういった状態にある方の状況を把握し支援が必要な方に適切な対応をする体制の整備が急務となっているとの記載があり、急速な実態把握をすることの重要さがうかがえます。以前、一般質問でひきこもりの実態調査についてお伺いしました。県としても実態把握は必要と考えており効果的な方法を検討するとの答弁でしたが、その後のお取組についてお伺いします。

鳥根県の調査では、ひきこもり支援の課題として相談窓口や関係機関の認知度の不足が挙げられPRの必要性を掲げています。また地域におけるネットワークとひきこもりを偏見なく受け入れる社会の構築、行政・医療機関・ハローワーク等関係機関の連携と切れ目ない支援が求められているとのコメントでした。今年一月十四日に厚生労働省が開設した、ひきこもり支援推進事業における支援ポータルサイトでは、ひきこもりの御家族の支援や相談窓口へ幅広く周知すること、実態調査の必要性等を掲げています。丁寧な実態調査と検証はこの重大な社会問題の循環を変える第一歩であり早急にすべき

ことと考えます。御所見をお伺いします。

ひきこもりという日本社会で若年世代の無業が社会問題として注目されたのは一九九〇年代後半から二〇〇〇年代前半と言われ、今や hikikomori として英語圏でも通じるようになり、同種の問題が東アジアをはじめ世界的に認知されるようになりました。これに対してニートとはイギリスを起源とするものですが、日本の厚生労働省は若年無業者を指すと説明しています。以下、東京工業大学西田亮介准教授の記事を参考に述べさせていただきます。彼らが注目を集めるようになった背景としては、就職氷河期の到来や従来型の労働市場と労働規範の変化による若者世代の困窮や働き方の貧困が挙げられるとの事です。この問題は現代に至るまで取り残されたままで彼らは孤立し弱者としてよりは怠け者、わがままといった偏見を抱かれるようになりました。本来、最後のとりでであるべき家族もそういった社会からの偏見を恐れ、心を閉ざし、孤立し、弱者であるはずの我が子を非難してしまうこともあるのではないのでしょうか。また、無業期間は長期化と高齢化を生み問題は深刻化していったと考えられます。その要因として自分が失職した時にどのように振る舞い、誰に、どこに助けを求めればよいかを学ぶ機会はまだ提供されなかったことが考えられ、労働者の職業知識やスキルを上げる実質的な機会も不足していたと指摘しています。それらを補うため職業訓練校や大学、生涯教育等が存在したものの、現在に至るまで一部の給付金事業などを除き普及したとは言えないのが現状です。また、日本は自社内で行う能力開発に重点を置き、大学や社会教育は企業社会での信頼を得られていない現実があると言われています。厚生労働省は平成二十六年の非正規雇用率を三六・七％と推計、各世代で非正規雇用は上昇し、高度な職業技術を修得し、狭き門をくぐり抜けて正規雇用で居続けた者だけが企業社会で通用するとされる職業スキルを蓄積していきます。一方で、非正規雇用で非熟練労働に就労した場合や途中で離脱してしまった場合、あるいは当初から参加できなかった者が後から職能や職業的スキルを得て企業社会で活用することは更に困難となり、格差は広がるばかりとなりました。現代に近づくにつれて若年世代を取り巻く環境、条件はより厳しいものになりながらも、労働力としての若年世代に対する期待水準は高くなってきたということですが、こういった背景を考えると、ひきこもりやニートは全て自己責任であるとは片づけられず、憲法第二十五条で生存権を保障している以上、生活困窮者を放置

することは不可能であり何らかの支援が求められるとの御指摘です。厚生労働省が二〇一二年に公開した生活保護を受給した場合と就業した場合の社会保障等に与える影響についてのの中で、二十五歳を起点に生涯生活保護を受けた場合と勤労した場合の社会保障のコストギャップは約一億円以上にも及ぶと試算されています。今、生きづらさを感じ家から出られない方たちが希望を持って社会に出て行けたとしたら、どれほど豊かな世の中になっていくでしょうか。この問題には時間と労力と支援のための助成などが必要ですが得るものは果てしなく大きいと考えます。今、取り残されてしまった多くの若者の支援をしないとそのまま高齢化してしまい、今後も八〇五〇問題等につながっていく懸念があるので対策を取るべきと思いますが、御所見をお伺いします。

ひきこもりの方々への理解、受容、そして掘り起こしなど問題意識はよく言われることではありますが、この支援の難しいところは時間がかかることが挙げられます。掘り起こしができたからといってすぐに社会参加、日常生活ができる状態になるわけではありません。そこから大切です。社会とつながるまでには今まで封印してきた生きる力を育み、孤立から解放し、自己肯定感を引き出し、各々持っている強みに気づき、未来に希望を持つことが重要です。それは地道で時間を要する作業となります。日本の社会現象から生まれたとも言うべきひきこもり問題。この問題は個人の問題ではなく社会の問題であるという認識を忘れてはいけなないと考えます。今を生きているにもかかわらず社会から取り残され、ひっそりと世に隠れた存在になってしまっている方々に光を当てることは福祉における喫緊の課題であると考えます。生まれてきたことは果てしない奇跡であり一人一人大切な命です。彼らにも自分なりの幸せを見つけ自分らしく生活する権利があります。どうせ何もできない、今更遅いとあきらめ苦しんでいる感受性が強く個性豊かな彼らの再出発のために、リハビリ機能も兼ねた学び直しや年齢を考慮した養育環境を支援する中間就労の場が必要だと考えます。いかがでしょうか。

大綱二点目、外国人対策について。

外国人の雇用については前回の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、初めに、外国人と雇用をめぐる問題について考えていきたいと思えます。神戸大学大学院の斉藤善久准教授によりますと、まず、一つ目の問題は、国はこれまで表向きはいわゆる単純労働者を受け入れないとしながら、実際には留学制度や外国人技能実習制度を通

じて多数の単純労働者を入国させ就労させてきたとのことです。これについては、宮城県にある多くの専門学校の先生がおっしゃっていた、「目指している生徒像は技人国です。」とする一方で、実際の就業体制が単純労働から始まることと一致すると考えました。技人国とは技術・人文知識・国際業務という技術者、オフィスワーカーとして企業で働く場合に必要な資格の略語です。二つ目の問題は、そのような単純労働者について永住権が付与されていないとともに家族の帯同も許されず、いわば労働力の使い捨て政策になっている現実があるとのことです。二〇一九年から始まった特定技能制度もまた、これら二つの問題点をそのまま引き継ぐ内容となっているとのことです。また、いくつかの産業分野では外国人単純労働者を多数迎え入れることにより、日本人を含む全体の労働条件が不安定かつ低水準とされ、その産業の持続自体が危ぶまれる事態となっていることや不法滞在者や不法就労者の取扱いが非人道的で国際的にも強く批判されているという課題もあるとの事でした。次に、留学生においては、就労は認められないものの資格外活動許可を得れば一定の制度の下でアルバイトに従事することができます。風俗関連業種を除き週二十八時間以内、長期休業期間中は週四十時間以内の就業が認められ、扶養家族を呼び寄せる手続きも規定され、卒業後五年以上の就労期間と合わせて十年以上在留するなど一定の要件を満たせば永住権を申請することも認められます。また、卒業後は一定の要件の下で技人国や特定技能といった在留資格に移行することが可能です。次に、技能実習生は人材育成による技能移転を通じた発展途上等の経済発展への貢献を掲げる外国人技能実習制度です。コロナ禍において仕事を失った技能実習生をどこまでサポートするかなど問題も生じ失踪するケースも発生しているとの事です。待遇がよくなる誘われ紹介しやすい地域へ送り出されるケースも多く、中には更なる借金を抱えて戻ってくるケースもあるとお伺いしています。解決策としては監理団体等には本音を言えない現実があり、母国語で相談できるSNS上の相談窓口等を開設し在留外国人に周知することが必要とのことです。次に、特定技能外国人とは二〇一八年入管法改正により創設された外国人の単純労働者、特定技能外国人として迎え入れるものであり、建設業、農業、介護など十四業種が対象、それぞれの業界団体が実施する試験に合格することが要件とされているものであります。特定技能には五年間で帰国する一号、家族帯同不可のものと在留期間の更新に上限がない二号、家族帯同できるものがありますが、

二号対象は建設業と造船・船用工業の二業種のみであります。この即戦力の有無をはかる資格試験は業界団体が作成する試験であり技能検定三級相当とされていますが、技能検定三級相当かどうかのチェックをする仕組みは整っていないということです。試験内容においてはベテランの日本人ですら経験しないような内容も含まれているとの現場の事業者さんの話もあり、このチェックシステムが必要だとおっしゃっていました。最後に、特定活動についてですが、コロナ禍の影響により活動ができなくなったことで日本に在留することが困難になった外国人について、前述した十四業種の資格試験を目指すことを前提に当該業種で最大一年の就労を可能とする在留資格です。このことで技能実習生、技能実習を終了した帰国困難者は新しい業種、企業での就労ができるようになりました。一方で、留学生はコロナ禍の影響で、まず仕事を失い、行き先がなくなり、居場所を失いました。そのための取組として特定活動が認められました。そして、現在に至っています。前回の一般質問でも取り上げた私が出会った青年留学生のその後ですが、彼は特定活動での在留資格を更新しつつJLPT日本語能力試験のN4に合格し、今は北海道の飲食店で働いています。新たな土地でいまだ特定活動の在留資格のまま特定技能の試験勉強をしながら働いています。なぜ、宮城県ではなく北海道に行ったのでしょうか。宮城県での企業とのマッチングがうまくいかず、彼はそのほかの機関によって在留資格を購入したのかもしれませんが。「多くの留学生は日本に来るビザを得るために多額の借金をし、日本に来てその返済と日本での生活、本国への仕送りもし、日本に住み続けるためにまた借金をし、その渦の中に巻き込まれているように思う。」とおっしゃっていた専門学校の先生の言葉に心が痛む思いでした。また、過酷な労働の中、勉強がおろそかになっていく留学生の現実を私自身も多く目の当たりにしてきた一人です。そんな多くの留学生の現実を理解し、そのような手段を必要としない公共の制度設計が必要なのではないでしょうか。県としてできることがあるのではないかと考えますが、県の認識をお伺いします。

齊藤准教授によれば、対策の一つに収入の確保があるとのこと。先ほど申し上げたとおり技能実習生や留学生の大半は来日に際して多額の借金を抱えて日本で生活しています。生活に困窮する外国人に対しては、本来、生活保護制度が適用されるべきだとの専門家の御指摘もあります。それがなかなか難しいというのであれば地方自治体自ら

が当面の仕事を創出したり、ハローワークと協力して雇用のマッチングを展開したりして生計維持や帰国費用の確保など支援策を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

出入国在留管理庁より一切の就労が認められないまま大量に生み出されている仮放免者については、例えば、地方自治体が保証人となって希望者を受け入れ帰国までの宿舍や報酬を伴う作業を提供したり、就労可能な在留資格につながる再チャレンジ制度としての更生プログラムを実施したりできるように、入管法の改正案が提出されるこの機会に県からも国に働きかけていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

安心できる居場所、インターン機能を兼ねた中間就労の場は困窮し出口のないループの中にいる外国人の方にも必要であると考えるところであります。「昨年、大阪から優秀な人材を確保した。」とおっしゃっていた事業者の方がいらつしやいました。民間企業に登録しているというこの企業はそのために多くの手数料を支払うとのことでした。宮城県では令和三年度よりWork in MIYAGIという外国人就労を後押しする取組を実施しています。前回の一般質問でも取り上げさせていただきましたがとてもよい事業だと思えます。県内企業がこの事業を通して外国人雇用の展開を更に伸ばすことができれば、より県内での人材確保ができるようになると思えます。また、留学生たちの他県への流出を防ぐこともできるのではないのでしょうか。企業、学校の先生方など多くの方も期待を寄せております。Work in MIYAGIのこういった部分での取組の更なる拡充もお願いしたいものです。また、この事業で行われている外国人雇用及び事業者向けのセミナーにおいては、企業から、「キャリア教育の項目や事業者向けの外国人雇用に関するセミナーを追加してほしい。」とのお声をお伺いいたしました。いかがでしょうか。

外国人雇用の拠点となっているのは専門学校や日本語学校です。こういった団体をWork in MIYAGIに参画させ、特定技能の講座における講師派遣など実施効果を高めるべきと考えます。日本語学校、そして専門学校に通う留学生がその後、宮城県で就職できるか否かで宮城県の労働人口は左右されるものと考えます。御所見をお伺いいたします。

ライン講座やコミュニティー防災、民間連携事業としての中小企業SDGsビジネス支援事業、そして、国際理解教育として出前講座を行っています。この民間連携事業もとてもよい取組で、外国人雇用や事業者向けセミナーで紹介できる場があれば有効な情報提供になると考えます。また、出前講座は従来、学校向けだったものが現在は地域・企業連携も考慮した多文化共生事業であるとお話でした。これらの取組は学校、先生方の研修、町内会行事、そして、企業に外国人がいる場合など様々な場所で有効であり、連携することにより県の事業も効果的な展開が図られると考えますが、いかがでしょうか。

JICAで実施する海外ボランティア制度である青年海外協力隊員は発展途上国という慣れない文化・習慣の中、様々な分野で活動しています。それは慣れない環境で暮らす外国人と立場を同じくすることから、外国人就労を考えるにあたり協力隊OBの活躍の場は大きいと考え大いに期待するところでもあります。私も青年海外協力隊の日本語教師としてスリランカへ派遣された一人です。派遣に当たっては宮城県知事へ表敬訪問をさせていただきました。JICA東北と宮城県は近い存在であると感じており、今後、より連携を深めることは外国人対策において好循環を生み出すことができると考えます。御所見をお聞かせください。

最後に、宮城県での日本語学校開設について。

村井知事の今期の公約でもある県内日本語学校開設には現場の多くの方が関心を寄せていると感じます。私も日本語を教えたことのある経験者の一人として大変楽しみにしているところでもあります。現場の先生からは、「現状において、どんな大義名分を掲げても多くの外国人の日本でのニーズは働くことであり、外国人にとって必要なのは日本語習得の先に安定して働けるような新しいタイプの職業実践学校等を兼ね備えた学びの場である。外国人が仕事に就いて、ここ宮城県で仕事を通じた自己実現を図っていくことができる制度設計が整えば双方ウィン・ウインの関係になる。」というお話をお伺いしており大変共感いたしました。また、その土地で出会う人との良好な人間関係は外国人にとって何より貴重なものです。学生にとって教師は大切な存在であり慎重に選ぶ必要があると考えます。これらを踏まえた学生に寄り添った日本語学校の開設を心から期待しておりますので、改めて知事の決意をお伺いします。



今を生きる若い力がより社会に生かされることは急速な少子高齢化の明るい展望となると考えます。少し時間はかかるかもしれませんが、今ある命、今あるものもより大切にしていくこと、そして、彼らの存在が反映される社会の実現を心から願いつつ、壇上からの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 三浦ななみ議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、ひきこもり支援についての御質問のうち、若者への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県では若者も含めたひきこもり状態にある方を支援するため、ひきこもり地域支援センターによる相談支援や居場所支援、家族教室等を行っているほか居場所支援モデル事業に取り組んでおります。また、子供・若者の抱えている複合的な課題を支援機関が連携して取り組むため子ども・若者支援地域協議会を運営しているほか、石巻圏域にワinstopp相談窓口として子ども・若者総合相談センターを設置しております。県といたしましては生きづらさを感じている若者への支援は重要であると認識しており、来年度当初予算案に必要な経費を計上し、引き続き若者への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、外国人対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、在留資格の課題解決に向けた認識についてのお尋ねにお答えいたします。

在住外国人はそれぞれの在留資格に応じた活動を行っており、我が県では在留資格別で見ると留学生が多いのが特徴であります。私は先月十八日開催の外国人県民との座談会において、外国人コミュニティーの代表の方から留学生が現在直面している諸課題について直接お話を伺いました。新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、多くの留学生がアルバイト収入の減少や県内における就職先の確保などに苦勞する一方で、大学や専修学校等において、それぞれの目標の達成に向け日夜努力を重ねていることを改めて強く認識いたしました。県といたしましては関係団体や外国人コミュニティーとも

連携し、国や自治体などの日常生活を支える様々な制度に関する情報の発信を強化するほか、就労促進に向けた取組を充実させ留学生が卒業後に安心して就業し生活できる技術・人文知識・国際業務などの在留資格の取得に向け、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、Work in MIYAGI事業の拡充についての御質問にお答えいたします。

県では、今年度、外国人材の県内企業への就職促進を目的とした外国人材マッチング支援事業を実施し、外国人や企業向けセミナーのほか相互理解を深めるための交流会や企業訪問ツアー、合同企業説明会の開催など外国人材と県内企業のマッチングを総合的に支援しており、今後も企業や留学生のニーズに合わせ充実してまいります。来年度はキャリア教育や雇用管理も含めセミナーを一層充実させるとともに、外国人材の活用には意欲的な企業を対象に集中的な支援や幅広い広報を行うなど、外国人材の活用を検討する県内企業の裾野を広げる施策の拡充を図ることとしております。県といたしましては今後も経済団体や教育機関、留学生などの意見も伺いながら外国人材の県内企業への就職を強化してまいりたいと考えております。

次に、日本語学校の開設に向けた決意についての御質問にお答えいたします。

県内の人口減少が本格化していく中で外国人の受入れを促進し地域活力の維持や活性化につなげていくことは、今後ますます重要になると認識しております。全国では北海道東川町の町立東川日本語学校をはじめ行政が関与した日本語学校の開設事例も見られることから、それらの調査も含め県内開設に向けた調査・検討の費用を来年度予算案に計上したところであります。県が関与する日本語学校の検討に当たっては、留学生が地域住民との交流や地元企業でのアルバイトなどを通じ地域の魅力を深く理解するなど、我が県への愛着を育みながら安心して日本語を学べるよう市町村と連携することが重要と考えております。その上で卒業生がそれぞれの夢や目標の実現に向け世界で活躍する人材として成長を後押しするとともに、在校生・卒業生が宮城ファンとして世界に情報発信することにより多くの若者が各国から来県し、人材の好循環が生まれるようにしたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、ひきこもり支援についての御質問のうち、ひきこもりの実態把握の検討状況についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではひきこもり状態にある方の効果的な把握方法を検討するため、今年度、市町村への聞き取り調査を実施したところ、県内十七市町村で実態調査を実施または実施予定であり、調査方法としては民生委員へのアンケートがほとんどですが、ケースワークからの把握や全世帯アンケートを行った市町村もありました。また、関係団体からは、「調査を通じて民生委員や行政区長にも支援の必要性を認識してもらえた。」、「市町村が調査結果を分析し対応策を考えるべきである。」、「民生委員が訪問しても出てもらえないなど把握が難しい。」、「不登校の情報との連携が重要である。」などの意見がありました。県としましては引き続き市町村が行う実態調査の状況や課題などについて把握に努めてまいります。

次に、丁寧な実態調査と検証の早急な実施についての御質問にお答えいたします。

ひきこもり状態にある方への効果的な支援内容や支援体制を検討する上で、実態及びニーズの把握やその分析は非常に重要であると認識しております。現在、市町村による実態調査の取組が広がっておりますが、市町村が自ら調査を行い、その結果を分析することは地域の実情に応じた具体的な支援体制の構築や支援策を検討する上で非常に有効であると考えております。県としましては調査を未実施の市町村も含め、市町村ひきこもり支援担当者会議や精神保健福祉センターのひきこもり支援スタートアップ応援事業を通じ、取組事例や解決策について意見交換を実施してまいります。

次に、社会から取り残された若者への支援策についての御質問にお答えいたします。ひきこもり状態にある若者や若年無業者を就労などの社会参加につなげていくことは、本人やその家族のためだけではなく社会においても非常に重要なことであると認識しております。ひきこもりの状態にあった方に対しては個別支援から段階的な支援が必要であり、県ではひきこもり地域支援センターによる相談支援や家族教室等を行っているほか、生活リズムを整えコミュニケーション能力等の向上を図るため居場所支援にも取り組んでおります。また、就労を目指す段階においても若年無業者の職業的自立を支

援するため、地域若者サポートステーションや商工関係団体、行政機関等を構成員とする宮城県若者自立支援ネットワークを構築し、関係機関が連携し若年無業者への支援に当たっております。ひきこもり状態にある方に対する支援には長期間・段階的支援が必要になるため、関係機関と連携した支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、当事者の社会参加に向けた環境整備についての御質問にお答えいたします。

ひきこもり状態にある当事者が就労や自立に至るまでには家族支援から本人支援や居場所支援を経て、社会参加、就労へと至るための段階的な支援を行うことが重要であります。県では生活困窮者支援の一環として一般就労が困難な方を対象に、地域の事業所での職場体験や履歴書の作成訓練、パソコンの基礎講習等による就労準備支援事業を行い当事者の状況に応じた就労準備の機会の提供を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響等もありますが、引き続き当事者の社会参加に向けた支援に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱二点目、外国人対策についての御質問のうち、外国人の収入確保支援策についてのお尋ねにお答えいたします。

生活に困窮する外国人への支援策としては、社会福祉協議会の緊急小口貸付や国の生活困窮者自立支援制度による給付も日本人と同様に利用可能ですが、抜本的な解決には在留資格に沿った就業機会を得ることが不可欠と考えております。東京労働局では東京外国人雇用サービスセンターや在留外国人雇用支援指導センターが設置されておりますが、県内における一般的な外国人の就業相談・職業紹介については、各ハローワークにおいて、外国人留学生向けには仙台新卒応援ハローワークに設けた留学生コーナーで行っております。御提案のありましたマッチングの取組など外国人の就業支援の強化等について宮城労働局と積極的に協議してまいります。

次に、仮放免の許可を受けた外国人への支援や国への働きかけについての御質問にお答えいたします。

響、入管施設の過密回避の方針等により、不法滞在等で入管施設に收容された外国人を一時的に釈放する仮放免が全国で急増しており、就労を認められていない仮放免中の外国人が生活に困窮する例もあると伺っております。国では入管施設での長期收容問題の解消を目的に、仮放免中の就労等外国人の送還と收容のルールを見直す入管法の改正案を昨年の通常国会に提出するなど議論が進められております。県といたしましては、仮放免制度の運用や対象となった外国人の処遇については国の入国管理政策の一環であることから、引き続き国の動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、就労支援事業への専門学校や日本語学校の参画についての御質問にお答えいたします。

外国人材マッチング支援事業は大学、大学院で学ぶ留学生のみならず、専門学校や日本語学校も含めた全ての留学生を事業の対象者としております。今年度開催した就職活動に必要なマナーやコミュニケーションを学ぶセミナー、合同企業説明会・企業訪問ツアー・交流会などのイベントには各教育機関の協力の下、専門学校で学ぶ多くの留学生にも参加いただいたところです。本事業の効果を高めるためには教育機関との連携が不可欠であることから、大学や専門学校、日本語学校等との協力関係を一層強化し留学生の県内企業への就職促進につなげてまいります。

次に、JICA東北との連携についての御質問にお答えいたします。

独立行政法人国際協力機構JICA東北センターでは、学校や地域、企業においてJICAボランティア事業の経験者が講師となる国際協力出前講座を開催し、異なる習慣や考えを持つ外国人との仕事や生活などに関するノウハウを提供するなど地域の国際化に貢献してきております。県では、これまでも長年にわたるマラウイプロジェクトなどJICAの草の根技術協力事業を共同で実施してきたほか、中小企業SDGsビジネス支援事業により県内中小企業の海外進出を支援するなど、海外に関する専門性やネットワークを有するJICAを重要なパートナーとして国際施策を展開してまいりました。県といたしましては多文化共生も含めた国際施策全般の実施に当たり、青年海外協力隊OBの活用も含めJICAは大きな役割を担う主体と考えており、より連携を深め様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 十二番三浦ななみ君。

○十二番（三浦ななみ君） 大変前向きな御答弁をいつもありがとうございます。  
まず、ひきこもりのことについてお伺いします。

先ほど知事が連携して取り組むセンターがあるとおっしゃっていましたが、年齢は何歳までか、教えていただけますでしょうか。保健福祉部もひきこもり地域支援センターとかいようなことをやっていらっしゃると思うんですが、おのの年齢制限はあるのか、お聞かせください。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 御質問のありました石巻圏域の子ども・若者総合相談センターの件でございますが、対象といたしましたはゼロ歳から三十九歳までと考えております。もちろん、その御家族も対象ということで考えております。そういった対象者向けに相談を受け付けている状況でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 先ほど知事及び私の答弁でひきこもり地域支援センターというものを申し上げました。対象としましては主として十八歳以上の方にしております。不登校は教育委員会等との関係ですみ分けをして考えているのですが、もちろん家族を含めて相談等があった場合には対応している状況でございます。

○議長（菊地恵一君） 十二番三浦ななみ君。

○十二番（三浦ななみ君） まず、一点は、ゼロ歳から三十九歳までということ、八

○五〇問題へとつながっていく懸念があるので年齢制限はないほうがいいと思います。  
こちらのほう、いかがでしょうか。

あと、もう一点なんです、十八歳以上ということは何歳でもいいということでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 三十九歳という御指摘がありました、先ほど申しましたように原則十八歳以上ということで特に上限というものはありません。お話のように、近年、高齢の方のひきこもりということも深刻な問題となっておりますので、御家族の方も含めて相談事業などに対応しているところであり、

○議長（菊地恵一君） 十二番三浦ななみ君。

○十二番（三浦ななみ君） それを聞いて安心しました。

年齢制限があったのでは、これからは意味のないことだと思います。年齢制限はないかと思っておりますが、いかがですか。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 先ほどゼロ歳から三十九歳と申し上げましたが、おおむね三十九歳ということでもありますので、必ずしも三十九歳できちっと切るというわけではないということをお理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地恵一君） 十二番三浦ななみ君。

○十二番（三浦ななみ君） 分かりました。それでは皆さんに周知できるように安心して相談できるような制度設計を更に続けていただきたいと思えます。

私、いつも聞きたいと思っておりますが、連携とよく皆さんお話ししますが連携という意味を教えてくださいませんか。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 例えば、保健福祉部ではひきこもり地域支援センターを運営しておりますが、実際にひきこもり対策事業を行う場合に市町村との連携が大切でありますし、また、県庁の中でも子供・若者を担っております環境生活部、それから無業者・ニートの対応を担っております経済商工観光部などの連携が大切であります。実際に令和元年度に庁内にひきこもり連携会議などもつくりました。そのようにお互いの連携が大事でありますので、市町村も含めて引き続き意見交換・情報交換などをしていきたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 十二番三浦ななみ君。

○十二番（三浦ななみ君） 連携の先に何かあるんでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 御質問いただきましたように実態調査のところでも悩みなどがあるわけですが、その先にできるだけ多くの網をかけて実態をすくい、それから当事者の方々を市町村と共に把握して、その方々を個別支援、そして社会に参画できるように進めていく色々な方法があると思えますが、そのような様々な解決方法も見つけながら市町村と共に取り組んでいくという所存であります。

○議長（菊地恵一君） 十二番三浦ななみ君。

○十二番（三浦ななみ君） ひきこもりの問題につきましては就労と保健福祉の関係と  
いうことで縦割りで違う課かと思っただんですが、今日の御答弁を聞いてとてもすばらし  
い御答弁で私少し安心しました。そして、今、保健福祉部長がおっしゃったように協力  
して、そして解決していくという心強いお話も聞きましたので、宮城県がこれから福祉  
県として急速に発展していくことを心から願うものであります。皆さん、どうぞ一緒に  
考えて頑張つてまいりましょう。

それから、知事の日本語学校に係るお話ですが、北海道とかいろんなところを視察  
するというお話だったんですが、やはり宮城県独自の将来のある、寄り添った、しっか  
りとした日本語学校の開設を心から願うものであります。知事の御答弁にあつたような  
日本語学校ができれば、とてもすばらしい日本語学校になると思います。本当に前向き  
な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

あとは、経済商工観光部長のJICAとの連携なんですけど、こちらにおきましても  
先ほどお話しした民間連携事業がとてもよいお取組で、一緒に協力してやっていただけ  
るということだったので、とてもすばらしい、本当にいい御答弁をいただきました。

では、これで質問を終わります。

ありがとうございます。